

台風第19号に伴う本市の対応等について

台風第19号に伴う本市の対応等について、10月16日現在の状況を別紙のとおりとりまとめましたので、ご報告いたします。（全7枚）

<問い合わせ> 都市戦略部広報課長 中正
電話042-620-7228

台風第19号に伴う本市の対応等について

1 気象に関する情報

(1) 警報の発表及び解除

10月12日(土)	4時14分	大雨警報(土砂災害・浸水害)発表
	6時32分	洪水警報発表
	8時10分	土砂災害警戒情報発表
	12時13分	暴風警報発表
	15時30分	大雨特別警報発表
	23時55分	大雨特別警報から大雨警報(土砂災害)に切り替え
10月13日(日)	3時50分	土砂災害警戒情報解除
	8時19分	大雨警報解除
	16時52分	洪水警報解除

(2) 降水量(15日(火)速報値)

	24時間降水量(12日)	最大1時間降水量(12日)
市役所	392.5mm	47.0mm
上川	524.5mm	51.0mm
上恩方	626.5mm	70.0mm
高尾山口	525.5mm	64.0mm
戸吹	420.5mm	47.5mm

2 河川の状況

(1) 浅川(浅川橋水位観測所(氾濫危険水位2.6m))

10月12日(土)	15時10分	2.67m(氾濫危険水位を超える)
10月12日(土)	21時20分	3.65m(最大)
10月13日(日)	2時00分	2.56m(氾濫危険水位を下回る)

(2) 多摩川(調布橋観測所(氾濫危険水位1.6m))

10月12日(土)	17時00分	1.64m(氾濫危険水位を超える)
10月12日(土)	21時10分	2.46m(最大)
10月13日(日)	1時00分	1.56m(氾濫危険水位を下回る)

3 本市及び消防団の対応

(1) 八王子市

ア) 市の体制

10月11日(金)	11時30分	水防警戒本部設置
10月12日(土)	15時30分	水防対策本部設置
10月13日(日)	13時00分	災害対策本部設置
10月15日(火)	15時00分	水防対策本部に切替

※警戒巡視、避難所開設・運営、災害防御活動等を実施

イ) 八王子市医療救護活動拠点の活動

八王子市災害医療コーディネーター、市職員でEMIS(広域災害救急医療情報システム)を活用した市内病院の情報収集や南多摩医療圏医療対策拠点への状況報告を行った。

(2) 八王子市消防団

10月12日(土)	6時00分	団本部設置
10月12日(土)	8時00分	第一次非常配備態勢
10月12日(土)	10時26分	第三次非常配備態勢
10月13日(日)	11時15分	全隊での警戒活動終了

※警戒巡視及び災害防御活動を実施(延べ1,400名)

4 避難に関する情報

(1) 避難対象

・土砂災害警戒区域内	23,691 世帯	52,642 名
・浸水想定(予想)区域内	57,848 世帯	136,048 名

(2) 発令

10月12日(土)8時00分	避難勧告(警戒レベル4)
10月12日(土)15時30分	避難指示(緊急)(警戒レベル4)

(3) 避難所

開設数 36 箇所 避難者数 3,732 世帯、8,457 名(最大数合計)

詳細は、資料1「避難所の開設・受入状況」参照

最終閉所時間 10月13日(日)18時00分(加住市民センター)

※小中学校・富士森体育館：10月13日(日)9時10分(由井第一小学校)

※市民センター：10月13日(日)18時00分(加住市民センター)

※上記のほか、大沢町会会館、松竹町会会館、創価大学、中安、恩方育成園で自主開設所開設(必要に応じて毛布等物資を提供)(把握分のみ)

※避難勧告発令に伴う緊急速報メール発信後、市ホームページにアクセスしにくい状況が発生

5 市内における主な被害等【15日(火)現在(集計中)】

(1) 人的被害 なし

(2) 物的被害 500 件(概数)

【主な内訳】土砂災害：97 件 溢水・越水等：41 件 道路冠水：74 件 倒木：17 件
床下浸水：45 件 床上浸水：24 件 一部損壊：15 件 半壊：2 件
その他：185 件

※被害の程度については、申告等によるもの。今後の被害調査結果により変更の可能性あり

(3) 停電 なし(家屋の被害による停電を除く)

(4) 断水 1 件(戸吹町)

(5) 鉄道の運休情報

JR 中央本線 高尾～大月間

(6) 路線バスの主な運休情報

・高尾～小仏間 ・高尾～陣馬高原下間 ・相模湖～高尾間

(7) 道路の主な通行止め情報

【自動車専用道】

圏央道	本線は上下線通行可であるが、八王子西 IC(下り線：埼玉方面の入場が不可)、高尾山 IC(すべての出入不可)
中央道	八王子 JCT ⇄ 大月 IC(上下線通行止)

【国道】

一般国道 20 号	八王子市南浅川町～神奈川県相模原市緑区千木良(大垂水区間)(上下線通行止)
-----------	---------------------------------------

【都道】

一般都道 521 号(陣馬街道)	八王子市上恩方町(中の橋)～八王子市上恩方町(和田峠)
一般都道 186 号 八王子市高月町	八王子市高月町(高月浄水場交差点)～八王子市加住町一丁目(高月配水池付近)
主要地方道 46 号(新滝山街道)	八王子市戸吹町(戸吹町南)～あきる野市牛沼(東京サマーランド前)

【市道】

浅川ゆったりロード	護岸洗掘につき通行止め
長房町 睦橋	橋が流されたため通行止め
川口町 山王橋	護岸洗掘につき通行止め
白山橋	白山橋の柵が破損したため通行止め
大塚 289-8 由木 47 号線	民地の土砂が市道を塞いでいるため通行止め
戸吹町 1409-3 加住 111 号線	法面崩落につき通行止め
小津町 1051-4 2 級 18 号線	護岸洗掘につき通行止め
ニュータウン 由木 644 号線	ニュータウン通り法面崩壊につき歩専道通行止め（都道歩道部も通行止め）
恩方（聖パウロ付近） 恩方 12 号線	山林の土砂流出のため通行止め

6 被災者相談窓口設置

「り災証明の発行、災害廃棄物の処理等の窓口の紹介」「家屋等の浸水など水害時の衛生対策と消毒方法」等、令和元年台風第 19 号に関する被災者相談窓口を設置

- (1) 窓口設置場所 本庁舎 1 階ロビー
- (2) 専用電話相談 620-7226
- (3) 設置期間及び受付時間 10 月 15 日（火）から当面の間 8 時 30 分から 17 時まで

7 その他

- (1) 義援金の募金箱の設置

ア 設置場所

本庁舎 1 階案内、市民部各事務所（斎場事務所除く 14 か所）、各市民センター及び長房ふれあい館、中央図書館及び生涯学習センター図書館

イ 設置期間 10 月 17 日（木）より当分の間

- (2) 災害ボランティアセンターの開設

八王子市社会福祉協議会が近日中に災害ボランティアセンターを開設予定

八王子市社会福祉協議会ボランティアセンター 電話 648-5776

※支援活動については、現在ニーズ把握の段階のため、詳細については別途ホームページ等でお知らせ

- (3) 保健師等の訪問活動

保健師、栄養士、食品衛生監視員が、10 月 16 日（水）から、恩方地域を家庭訪問し、健康状態の確認を行う。

- (4) 市内入浴施設の無料開放

台風第 19 号により被災し、現居所で入浴できない方（年齢制限なし）に対し、「恩方老人憩いの家」「東浅川保健福祉センター」「戸吹湯ったり館」において、10 月 16 日（水）～22 日（火）の開館日に入浴施設の無料開放を行う。

- (5) 市施設の閉鎖状況

ア 滝が原運動場の野球場（2 面）

- (6) 被災者からの問い合わせ窓口

資料 2 「令和元年台風 19 号に伴う被災者からの問い合わせ窓口」参照

避難所の開設・受入状況

【資料 1】
令和元年(2019年)10月16日

【当初開設避難所】

	名 称	避難者数 (世帯数)
1	富士森体育館	1,069 (425)
2	第二小学校	200 (122)
3	第四小学校	279 (148)
4	中野北小学校	467 (276)
5	大和田小学校	506 (224)
6	浅川小学校	318 (145)
7	横山南市民センター	119 (61)
8	横川小学校	204 (86)
9	元八王子中学校	438 (136)
10	長房小学校	306 (134)
11	横山中学校	162 (85)
12	松木小学校	221 (151)
13	鎌水小学校	80 (40)
14	恩方第二小学校	51 (20)
15	元木小学校	436 (143)
16	川口小学校	253 (109)
17	美山小学校	65 (30)
18	川口市民センター	413 (157)
19	石川中学校	271 (93)
20	加住市民センター	322 (204)
21	由井第一小学校	364 (172)
22	みなみ野君田小学校	125 (55)
23	由井中学校	280 (120)
24	由木中央小学校	200 (131)
小 計		7,149人 (3,267世帯)

【追加開設避難所】

	名 称	避難者数 (世帯数)
25	第一小学校	324 (108)
26	甲の原体育館	506 (169)
27	東浅川小学校	234 (78)
28	第一中学校	107 (43)
29	打越中学校	64 (36)
30	生涯学習センター (クリエイトホール)	13 (4)
31	第三小学校	8 (7)
32	大和田市民センター	7 (4)
33	子安市民センター	10 (5)
34	総合体育館 (エスフォルタアリーナ)	30 (10)
35	甲ノ原中学校	5 (1)
36	恩方市民センター	0 (0)
小 計		1,308人 (465世帯)

合 計	8,457人 (3,732世帯)
------------	------------------

※「避難者数 (世帯数)」は、避難所ごとの最大値

令和元年 台風19号に伴う被災者からの問い合わせ一覧

【資料 2】
令和元年(2019年)10月16日

- ・災害で被災された市民の方に対して、市が行っている支援や相談先を案内する参考資料です。
- ・条件によっては対象外となる場合もありますので、支援等の詳細は各所管課へ問い合わせ願います。

	名称	問い合わせ先 (内線)	概要
1	災害弔慰金の支給等について	福祉政策課 (4363、4364) 直通042-620-7454	・暴風、豪雨、火事等による災害を受けた市民に対し、市が救援を行いり災者の保護を図る。 ※弔慰金を含めた災害支援金については国・都の動きが現在確定していないため、今後周知予定。
2	毛布、パスタオルなどの配付	福祉政策課 (4363、4364) 直通042-620-7454	・日本赤十字社からの支援物資を届ける。
3	臨時的に市営住宅を一時提供	住宅政策課 (3403・4・7) 直通042-620-7385	・住宅がり災し、住むことができなくなった世帯に、市営住宅の空室を1か月を限度に提供する。(状況により1年まで延長可)
4	生活福祉資金の貸付	社会福祉協議会 (3015~8、2733・4) 直通042-620-7282	・低所得世帯で、災害を受けたことによる困窮から自立するために必要な経費を貸し付けする。
5	ごみの収集に関する相談	ごみ総合相談センター 0570-550-530	・災害ごみに関する相談 ※窓口来庁者についてはごみ減量対策課で一旦対応する。
6	ごみの持込みに 関する相談 ◎ごみの受け入れ先	戸吹クリーンセンター 直通042-692-5389	・ごみの処分を必要とする方は、戸吹クリーンセンターへ持ち込み。 ・処分できるものは日常家庭用品の不燃ごみ・可燃ごみのみ。 災害ごみについては、罹災証明書又は、被災証明書(写し)の提出(後日可)により手数料が減免される。
		不明の場合は、 ごみ減量対策課(内線3233・4、3245・6) 直通042-620-7256	
	※泥については土嚢袋に入れて、担当の清掃事業所へ連絡する。	南大沢清掃事業所 直通042-674-0551 不明の場合は、ごみ減量対策課(内線3233・4、3245・6) 直通042-620-7256	・多摩ニュータウン地域にお住まいの方は、事前に南大沢清掃事業所(直通042・674・0551)に相談をしてください。
7	り災証明・被災証明	資産税課 (2435・6、2455) 直通042-620-7251	・災害に伴う家屋の被害の調査、り災証明、被災証明 ※被災証明は本来は防災課で対応だが、り災と被災の区別がつきにくいため、家屋の被害に係る問い合わせ受付は当面の間資産税課で行う

	名称	問い合わせ先 (内線)	概要
8	市税の減免等	固定資産税は資産税課 (2456～2464) 直通042-620-7223 042-620-7256	<ul style="list-style-type: none"> ・災害で家屋等を滅失又は甚大な損害を受けた場合、固定資産税の減免や納税相談が受けられる。
		分割納付等は納税課 (2474、2483、2485、2477、 2506、2473、2503～2505) 直通042-620-7358 042-620-7224 042-620-7357	
		住民税課(2403～5、2410～7) 直通042-620-7219	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税は翌年の申告において、雑損控除の適用を受けられる場合があります。適用例：災害による車庫の屋根等破損の現状回復費用の一部。 ・生活困窮者への減免制度あり。
9	介護保険料の減免等	介護保険課 (2183～8) 直通042-620-7415	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、り災された場合の保険料及び利用料の減免の相談。 ・保険証を紛失等したときは、介護保険課もしくは各事務所で申請し再交付する。
10	国民健康保険税の減免等	保険年金課 一部負担金について (2364～6、2638) 直通042-620-7235 保険税と保険証について (2641～3、2670) 直通042-620-7236	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、り災された場合の保険税及び一部負担金の減免等の相談。 ・保険証を紛失等したときは、保険年金課もしくは各事務所で再交付を申請。
11	後期高齢者医療制度保険料の減免等	保険年金課 (2159～60、2166、2168・9) 直通042-620-7364	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、り災された場合の保険料及び一部負担金の減免等の相談。 ・医療証を紛失等したときは、保険年金課もしくは各事務所で再交付を申請。
12	国民年金保険料の免除・納付猶予	保険年金課 (2653～6) 直通042-620-7238	<ul style="list-style-type: none"> ・災害による被害金額が財産の価格のおおむね2分の1以上である場合は、国民年金保険料免除・納付猶予の申請ができる。
13	保育料の減免	保育幼稚園課 (2893・4) 620-7247	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、り災して住宅が全壊・半壊等の被害を受けた場合の保育料の減免の相談。
14	下水道の被害	下水道課施設担当 (3627～9、3643～5) 直通042-620-7293 042-620-7295	<ul style="list-style-type: none"> ・災害によるトイレの流下阻害および下水道施設の破損の対応。
15	土砂の処分(土砂災害等)	道路上 財産課・管理課・路政課 (3543～50、3523・4・6・8、3533 ～6、3504～6、3507・8) 直通042-620-7275・7389・ 7274・7381・7390・7273	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により流入した民地の土砂については、市では対応できない。土砂流入元の土地の管理者と被災者との問題となる。自分の土地の場合は自費対応。 ・当該地が道路、公園等で市が管理者の場合は市の所管が対応。
16	消毒(浸水の場合等)	保健対策課 (81394) 直通042-645-5162	<ul style="list-style-type: none"> ・手引きを参照のうえ、被災者が各自で対応する。消毒方法の手引きは、保健所のホームページに掲載している。感染症発生時は保健所が対応する。

	名称	問い合わせ先 (内線)	概要
17	消毒剤配布希望者への配布	環境保全課 (3205～8) 直通042-620-7268	・床上浸水の被害にあった市民への消毒剤配布。(床下浸水は消毒剤配布対象外。公益社団法人日本ベストコントロール協会を紹介するので自費での対応となる。)
18	小規模事業者の方への融資あっ旋	産業政策課(2968～70) 直通042-620-7252	・災害時に特化した事業は行っていない。 ・(参考)市内で小規模事業を営んでいる方が、事業に必要な資金の融資を受けやすくするため、金融機関に融資のあっ旋を行っている。
19	法律・不動産相談	市民生活課(2627～9) 直通042-620-7227	・弁護士による法律相談や不動産の専門家による不動産相談を実施している。(事前予約制)
20	市営霊園管理料の減免及び使用料の分納等	市民生活課 霊園担当 直通042-620-7231	・災害により、り災された場合の管理料・使用料の納入相談。
21	健康相談	大横保健福祉センター 直通042-625-9200 東浅川保健福祉センター 直通042-667-1331 南大沢保健福祉センター 直通042-679-2205	・被災に伴う健康相談。
22	あなたの心の相談室	あなたの心の相談室 直通042-621-5657	・り災等による一時的な精神不安などに対し、カウンセラーが相談に応じている。(火・木・金曜日)
23	こころの健康相談	保健対策課 (81394) 042-645-5196	・保健師による、こころの健康相談
24	ボランティア	社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターが立ち上がるまでは以下のとおり対応 ・同センター立ち上げについては現在調整中 ・ボランティアの募集(10/15(火)～18日(金)午前9:30～午後3時半まで)。 ・ボランティアの依頼。 ・地域によって担当がちがう。 ○浅川エリア→地域福祉推進拠点(浅川地域事務所内) 直通042-629-9444 ○その他の地域→市民力支援課 直通042-648-5776

□被災証明書

風水害、地震等の自然災害により家屋及び家屋以外の工作物等(物置、カーポートなど)の被災の事実を証明するものです。

(補足)主に保険会社等への給付請求で使用するものです。

被災の程度を証明するものではありません。

防災課が発行します。

詳しくは、防災課 042-620-7208 内線2266～8

□り災証明書

対象は住宅のみです。(全壊、半壊など被害の程度を証明します)

次のような場合に必要になります。

- ・保険会社等への給付請求の際、り災証明書を求められた場合
- ・大規模な災害で政府から支援金が出る場合
- ・仮設住宅へ入居申請をする場合

資産税課が現地調査に行き、税制課が発行します。

申請方法等、詳しくは税制課620-7396 内線2513

□り災証明書(大規模災害時以外の火災)

八王子消防署が発行するもので、各種減免手続きの際に必要となります。

申請方法等、詳しくは、八王子消防署予防課指導調査係(電話042-625-0119)へ。